

## 2024-9 税務・労務・法務情報

### ・ RMO (Revenue Memorandum Order)

#### 2024-37 納税者区分ガイドライン

納税簡素化法の施行細則としてRR2024-8（納税者区分）が公布されています。本規則はこの納税者区分指定のガイドラインです。

##### (区分基準)

- A. 極小納税者・・・課税年度の総売上高が300万ペソ未満
- B. 小規模納税者・・・課税年度の総売上高が300万ペソ以上20百万ペソ未満
- C. 中規模納税者・・・課税年度の総売上高が20百万ペソ以上10億ペソ未満
- D. 大規模納税者・・・課税年度の総売上高が10億ペソ以上

##### (区分ガイドライン)

###### A. 初期区分

1. 2022年以前に登録している納税者は、2022年度確定申告書記載の総売上高に基づき上記区分基準に従う。
2. 2023年及び2024年4月27日前に登録した者は、極小納税者（VAT登録事業者は小規模）とする。
3. 2024年4月27日以降に登録した者は、登録申請書（BIR様式1901又は1903）に記載した納税者区分による。
4. 支店は、本店の登録に従う。

###### B. 区分変更

###### 1. 納税者側からの区分変更

納税者は、区分変更の申請をすることができる。

###### 2. BIR側からの区分変更

- ・ 本局による2年毎の見直し
- ・ 地方局（大規模納税者サービス部門）による見直し

BIR側からの区分変更指定を受けた場合は、その指定期間中は、納税者側からの区分変更申請をすることができない。

##### (手続規定)

区分変更についてのBIR側手続きガイドラインを定めています。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)